

宝塚市下水道パートナーシップ（管理・更新一体マネジメント）事業 事業契約書（案） 新旧対照表

令和8年6月公表版								令和8年7月改訂版								
ページ								ページ								
【別記内訳書】																
1 四半期支払のサービス対価																
支払期		サービス 対価【A】 維持管理 業務	サービス 対価【B】 問題解決 業務	サービス 対価【C】 住民対応 業務	サービス 対価【E】 計画修繕	サービス 対価【F】 統括管理 業務	計	支払期		サービス 対価【A】 維持管理 業務	サービス 対価【B】 問題解決 業務	サービス 対価【C】 住民対応 業務	サービス 対価【E】 計画修繕	サービス 対価【E】 改築工事	サービス 対価【F】 統括管理 業務	計
令和9年度	R9年6月							令和9年度	R9年6月							
	R9年9月								R9年9月							
	R9年12月								R9年12月							
	R10年3月								R10年3月							
	年度計								年度計							
令和10年度	R10年6月							令和10年度	R10年6月							
	R10年9月								R10年9月							
	R10年12月								R10年12月							
	R11年3月								R11年3月							
	年度計								年度計							
令和11年度	R11年6月							令和11年度	R11年6月							
	R11年9月								R11年9月							
	R11年12月								R11年12月							
	R12年3月								R12年3月							
	年度計								年度計							
(以下省略)																
2 年度末払いのサービス対価																
支払期		サービス 対価【D】 下水道事業 計画変更	サービス 対価【D】 ストックマネジ メント計画策定	サービス 対価【D】 修繕改築 詳細設計	サービス 対価【E】 改築工事		計	支払期		サービス 対価【D】 下水道事業 計画変更	サービス 対価【D】 ストックマネジメン ト計画策定	サービス 対価【D】 修繕改築 詳細設計		計		
令和9年度								令和9年度								
令和10年度								令和10年度								
令和11年度								令和11年度								
(以下省略)																

令和8年6月公表版		令和8年7月改訂版	
ページ		ページ	
2	(契約の保証) 第6条 乙は、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。 3 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、頭書記載の契約金額（サービス対価総額）（消費税等を含む。）の100分の10以上としなければならない。 6 本事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定が生じた場合、保証の額が変更又は改定後の契約金額（サービス対価総額）（消費税等を含む。）の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。	2	(契約の保証) 第6条 乙は、本事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。 3 第1項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>本項及び第6項において「保証の額」という。）は、別記内訳書記載の当該年度とその翌年度の2か年分のサービス対価の和</u>（消費税等を含む。）の100分の10以上としなければならない。<u>ただし、令和18年度に係る保証の額については別記内訳書記載の令和18年度のサービス対価の和の100分の10以上としなければならない。</u> 6 本事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定が生じた場合、保証の額が変更又は改定後の<u>別記内訳書記載の当該年度とその翌年度の2か年分のサービス対価の和</u>（消費税等を含む。）の100分の10に達するまで、<u>令和18年度においては別記内訳書記載の令和18年度のサービス対価の和の100分の10に達するまで、</u>甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。 <u>7 第1項に規定する保証については、当該年度終了後に乙が返還に係る請求を行い、甲は当該請求の受領後30日以内に返還する。</u>
13	(事業開始に伴う本件施設の確認及び使用) 第46条 乙の申出により、契約締結日の翌日から業務準備期間（引継ぎ期間）終了日までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量等について、甲の承諾を得て確認することができる。この確認の方法等は、<u>要求水準書に定めるところによる</u>。なお、本件施設の確認にかかる費用は、各自これを負担する。	13	(事業開始に伴う本件施設の確認及び使用) 第46条 乙の申出により、契約締結日の翌日から業務準備期間（引継ぎ期間）終了日までの間において、本件施設の性状、規格、機能、数量等について、甲の承諾を得て確認することができる。この確認の方法等は、<u>協議により</u>定めるところによる。なお、本件施設の確認にかかる費用は、各自これを負担する。
13	(事業開始に伴う業務引継ぎ等) 第47条 乙は、自らの負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、甲又は甲の指定する者から、本事業実施に必要な業務引継ぎ等を受けなければならない。なお、業務引継ぎ等の内容等については、<u>要求水準書に定めるところによる</u>。	13	(事業開始に伴う業務引継ぎ等) 第47条 乙は、自らの負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、甲又は甲の指定する者から、本事業実施に必要な業務引継ぎ等を受けなければならない。なお、業務引継ぎ等の内容等については、<u>協議により</u>定めるところによる。
16	(工期の変更に関する支援) 第59条 甲が別途発注する改築工事の工期に変更の必要が生じ、又はそのおそれがある場合、乙は、その原因の分析、工程への影響の検討及び対応方策の整理を行い、速やかに甲に報告する。	16	(工期の変更に関する支援) 第59条 甲が別途発注する改築工事の工期に変更の必要が生じ、又はそのおそれがある場合、<u>甲は乙にその旨を通知し、</u>乙は、<u>乙が行う業務の</u>工程への影響の検討及び対応方策の整理を行い、速やかに甲に報告する。
22	(甲による改築工事の対価の支払い) 第77条 乙は、いずれかの改築工事について第75条（検査及び引渡し）第2項（同条第6項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、当該工事について、<u>当該年度の3月に</u>請求書を発行し、別紙4（サービス対価に係る事項）に規定するサービス対価の支払いを甲に対して請求することができる。	22	(甲による改築工事の対価の支払い) 第77条 乙は、いずれかの改築工事について第75条（検査及び引渡し）第2項（同条第6項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、当該工事について、<u>検査に合格した日の属する四半期の最終月の月末に</u>請求書を発行し、別紙4（サービス対価に係る事項）に規定するサービス対価の支払いを甲に対して請求することができる。
34	(違約金) 第116条 第106条（乙事由による解除）の規定により本事業契約が解除された場合には、乙は、<u>頭書記載の契約金額（サービス対価総額）</u>（消費税等を含む。）の100分の10（ただし、第6条（契約の保証）第5項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。	34	(違約金) 第116条 第106条（乙事由による解除）の規定により本事業契約が解除された場合には、乙は、<u>頭書記載の契約金額（サービス対価総額）から履行済部分の対価を控除した額</u>（消費税等を含む。）の100分の10（ただし、第6条（契約の保証）第5項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

令和8年6月公表版		令和8年7月改訂版	
ページ		ページ	
		43	別紙1 定義集 <u>(37)「不可抗力」とは、合理的に予見し得ず、又は予見し得たとしても回避若しくは克服することができない事由であって、契約当事者の契約上の義務の全部又は一部の履行を不能又は遅延させるもの（地震、津波、台風、洪水その他の天災、火災、爆発等の事故、戦争、内乱、テロ、暴動、法令の制定・改廃、政府又は地方公共団体による命令その他の公権力の行使、ストライキその他の労働争議、感染症の流行を含む。）又はこれに伴う公的措置、輸送又は通信の途絶その他の社会的インフラの障害並びにこれらに準ずる一切の事由を含むが、これらに限られない。）をいう。</u>

令和8年6月公表版				令和8年7月改訂版					
ページ				ページ					
	別紙4 サービス対価に係る事項 1 サービス対価の構成及び支払期 甲は、事業者が行う本事業に係る各業務に対する対価を、サービス対価として支払う。			4 6	別紙4 サービス対価に係る事項 1 サービス対価の構成及び支払期 甲は、事業者が行う本事業に係る各業務に対する対価を、サービス対価として支払う。				
	別紙4-表1 本事業に係るサービス対価の構成				別紙4-表1 本事業に係るサービス対価の構成				
	区分	業務内容	支払期		注記	区分	業務内容	支払期	注記
	【サービス対価A】 維持管理業務	・維持管理業務	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)	【サービス対価A】 維持管理業務	【区分①】 ・調査 ・緊急調査 ※ ・清掃(管路施設) ・清掃(調整池) ・緊急清掃 ※ ・補修 ※ (緊急修繕、小破修繕含む) ・草刈等	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
		・緊急調査 ※ ・緊急清掃 ※ ・補修 ※ (緊急修繕、小破修繕含む)	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。		【区分②】 ・巡視 ・点検 ・機械設備保守点検 ・遠方監視	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
	【サービス対価B】 問題解決業務	・不明水対策 ※ ・水質調査 ※	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)	【サービス対価B】 問題解決業務	・不明水対策 ※ ・水質調査 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
	【サービス対価C】 住民対応業務	・事故初動対応 ※ ・通報初動対応 ※ ・災害対応 ※	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)	【サービス対価C】 住民対応業務	・事故初動対応 ※ ・通報初動対応 ※ ・災害対応 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)
	【サービス対価D】 計画・設計業務	・下水道事業計画変更	年度末		下水道事業計画更新の完成を確認後一括支払い	【サービス対価D】 計画・設計業務	・下水道事業計画変更	年度末	下水道事業計画更新の完成を確認後一括支払い
		・ストックマネジメント計画策定	年度末		ストックマネジメント計画変更の完成を確認後一括支払い		・ストックマネジメント計画策定	年度末	ストックマネジメント計画変更の完成を確認後一括支払い
		・修繕改築詳細設計(汚水のみ)	年度末		設計完了を確認後一括支払い(設計毎)		・修繕改築詳細設計(汚水のみ)	年度末	設計完了を確認後一括支払い(設計毎)
	【サービス対価E】 管路修繕・改築業務	・計画修繕 ※	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。	【サービス対価E】 管路修繕・改築業務	・計画修繕 ※	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業者が提案した各年度のサービス対価 ÷支払回数(4回/年) ※年度毎に支払金額が変動することは認めるが、支払金額の平準化について、一定の配慮をすること。
		・改築工事(汚水管路施設) ・改築工事(マンポールポンプ(機械、電気設備))	年度末		工事完成を確認後一括支払い(工事毎)		・改築工事(汚水管路施設) ・改築工事(マンポールポンプ(機械、電気設備))	四半期	工事完成を確認後一括支払い(工事毎) 事業者は市の検査に合格した日の属する四半期の最終月の月末に請求書を発行し、市は対価を支払う。
	【サービス対価F】 統括管理業務	・統括管理 ・情報管理 ・台帳管理 ・その他関連業務	四半期		■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)	【サービス対価F】 統括管理業務	・統括管理 ・情報管理 ・台帳管理 ・その他関連業務	四半期	■各支払期の支払金額 ＝事業期間を通じた事業者提案額 ÷支払回数(4回/年×10年)

令和8年6月公表版					令和8年7月改訂版						
ページ					ページ						
48	2 物価変動等による改定 (1) 物価変動等の指標 サービス対価の改定は、下表に示す指標を用いて比較する。				48	2 物価変動等による改定 (1) 物価変動等の指標 サービス対価の改定は、下表に示す指標を用いて比較する。					
	別紙4-表2 サービス対価の改定で使用する指標					別紙4-表2 サービス対価の改定で使用する指標					
	区分	業務内容		改定で使用する指標		区分	業務内容		改定で使用する指標		
	【サービス対価A】 維持管理業務	・維持管理業務	機械設備保守点検	国土交通省機械設備 工事積算基準		機械設備据付工	【サービス対価A】 維持管理業務	・維持管理業務	区分①	建設工事費 デフレーター	公共工事 >土木1 (災害復旧除く) >下水道
			上記以外の業務	公共工事設計 労務単価		全職種平均			区分②	公共工事設計 労務単価	全職種平均
		・緊急調査 ・緊急清掃 ・補修(緊急修繕、小破修繕含む)		公共工事設計 労務単価		全職種平均	・緊急調査 ・緊急清掃 ・補修(緊急修繕、小破修繕含む)		公共工事設計 労務単価	全職種平均	
	【サービス対価B】 問題解決業務	・不明水対策 ・水質調査		公共工事設計 労務単価		全職種平均	【サービス対価B】 問題解決業務	・不明水対策 ・水質調査		公共工事設計 労務単価	全職種平均
	【サービス対価C】 住民対応業務	・事故初動対応 ・通報初動対応 ・災害対応		公共工事設計 労務単価		全職種平均	【サービス対価C】 住民対応業務	・事故初動対応 ・通報初動対応 ・災害対応		公共工事設計 労務単価	全職種平均
	【サービス対価D】 計画・設計業務	・下水道事業計画変更 ・ストックマネジメント計画策定 ・修繕改築詳細設計(汚水のみ)		設計業務委託等 技術者単価		設計業務(7職種)平均	【サービス対価D】 計画・設計業務	・下水道事業計画変更 ・ストックマネジメント計画策定 ・修繕改築詳細設計(汚水のみ)		設計業務委託等 技術者単価	設計業務(7職種)平均
	【サービス対価E】 管路修繕・改築業務	・計画修繕 ・改築工事(汚水管路施設) ・改築工事(マンホールポンプ (機械、電気設備))		建設工事費 デフレーター		公共工事 >土木1 (災害復旧除く) >下水道	【サービス対価E】 管路修繕・改築業務	・計画修繕 ・改築工事(汚水管路施設) ・改築工事(マンホールポンプ (機械、電気設備))		建設工事費 デフレーター	公共工事 >土木1 (災害復旧除く) >下水道
	【サービス対価F】 統括管理業務	・統括管理 ・情報管理 ・台帳管理 ・その他関連業務		日銀物価統計調査 企業向けサービス 価格指数		基本分類指数 >下水道・廃棄物処理 >品目_下水道	【サービス対価F】 統括管理業務	・統括管理 ・情報管理 ・台帳管理 ・その他関連業務		日銀物価統計調査 企業向けサービス 価格指数	総平均
	48	(2) 改定の条件 対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。 初回の改定は、募集要項公表月（令和8年6月末時点）に公表されている最新の指標を基準とし、令和9年6月末に公表されている最新の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。 初回の改定以降は、毎年6月末時点で公表されている最新の指標（毎月公表される指標は直近12カ月の平均値とする）に基づき、9月末までに確認を行い、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。				48	(2) 改定の条件 対価の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。 初回の改定は、募集要項公表月（令和8年6月末時点）に公表されている最新の指標を基準とし、令和9年6月末に公表されている最新の指標を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に対価の支払額を改定する。 <u>ただし、提案価格に2%の上昇を見込んだ費目については、±1.5%を超過する増減の有無にかかわらず、増減の率と2%の差の率によって改定し、以降は提案価格に2%の上昇を見込んでいない費目と同様に改定する。</u>				